

港区地域保健福祉計画における成年後見制度の事業実施状況

【基準日】
令和7年3月31日

資料1-2

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

令和7年6月9日
港 区

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果がかった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和6年度）	担当課
3 成年後見制度の理解と利用の促進	(1) 適切かつ安心な成年後見制度の運用	①利用しやすい成年後見制度の運用	A	a	成年後見制度の利用を必要・検討している人に対し、相談対応や申立支援を行いました。令和6年度からは報酬助成上限額の引上げ、申請期間の弾力化、助成対象者の拡充といった見直しにより、後見活動の安定化につなげています。 成年後見人等候補者の登録にあたっては、チーム支援について理解し、本人を支援する関係者と連携しながら成年後見活動を行うことを要件に追加するなど、被後見人等に寄り添った身上保護と財産管理が行われるよう改善を図りました。 成年後見人等登録者を対象とした連絡会の開催等を通じて、成年後見制度や区の取組への理解を促し、被後見人の意思決定支援と身上保護を重視した運用となるよう努めました。 区長申立に関しては、事務マニュアルの見直しや実務者対象への研修の実施などを通じて、適切な運用を図ってきましたが、様々なご意見やご指摘をいただく中で、区長申立手続きにかかる専門性や客観性を補完するため、本庁支援部等の関与を強化しました。今後も継続的に改善を重ねていく必要があります。	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②利用者の意思決定支援や身上保護の側面を重視した運用	A	a		
		③区長申立の適切な実施	A	b		
		評 価	A	a		
	(2) 権利擁護支援の推進	①権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充	A	a	権利擁護に関する各関係団体の実務者と地域連携ネットワーク連絡会を開催し、成年後見活動に必要な知識を深めるとともに、団体間の連携を強化することにより、港区における成年後見制度の地域連携ネットワークの拡充に取り組みしました。 成年後見人等の担い手の確保・育成等に向けて、区民後見人等候補者の選考及び基礎講習を実施し、令和6年度は2名決定しました。区民後見人等の登録初年度の候補者向け研修を年10回、登録2年目以降の候補者向けのフォローアップ研修を年4回実施し、活動の支援を行うとともに、親族後見人を対象とした情報交換会を開催するなど、親族後見人の孤立防止に努めました。社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の確保については、情報収集に努めている段階で、具体的な検討に至っていません。 成年後見制度の中核機関が関わる権利擁護に関する事案について、支援における課題等が生じた場合は、チーム会議を開催し、成年後見人等を含む関係者間で支援方針等を共有するとともに、権利擁護支援の適切な実施に取り組みしました。	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②法人後見を含む成年後見等の担い手の確保・育成等の推進	B	b		
		③権利擁護支援の「チーム」による対応強化	A	a		
		評 価	A	a		
	(3) 成年後見制度の理解促進	①成年後見制度の周知啓発	A	a	制度の周知を目的とした区民等への出前講座や講演会、専門職への相談会、広報紙による周知を定期的に行ったほか、行政職員や関係機関等の支援者を対象とした研修等を実施し、制度の理解が深まるよう取り組みました。 自身がこれからどのように生活していきたいか整理してもらうための「わたしのこれから整理帳」を作成し、福祉サービス利用援助事業の利用者や出前講座等参加者に配布することにより、将来に向けての意思表示の重要性について普及啓発をしました。なお、区と社会福祉協議会では、現在、あんしん未来・終活サポート事業の実施に向けて検討を進めています。 後見人等の座談会や登録者連絡会を開催し、成年後見制度に関する情報提供や後見人等同士の交流と情報交換を行い、円滑な後見活動となるよう支援しました。 成年後見制度利用促進協議会に港区しんきん協議会が参画し、金融機関の窓口において成年後見人等の代理人が払戻等の手続きを円滑に実施できるよう意見交換を行う等、成年後見制度の理解促進に努めました。	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②「早期からの意思決定の重要性」の普及・啓発	A	a		
		③成年後見人等への支援	A	a		
		④各種手続きにおける成年後見等業務の円滑化	A	b		
		評 価	A	a		
					・ニュース★レターみななどの発行：7月、1月 ・出前講座の開催：13回（計166名） ・後見人等の座談会の開催：3回（計56名）	